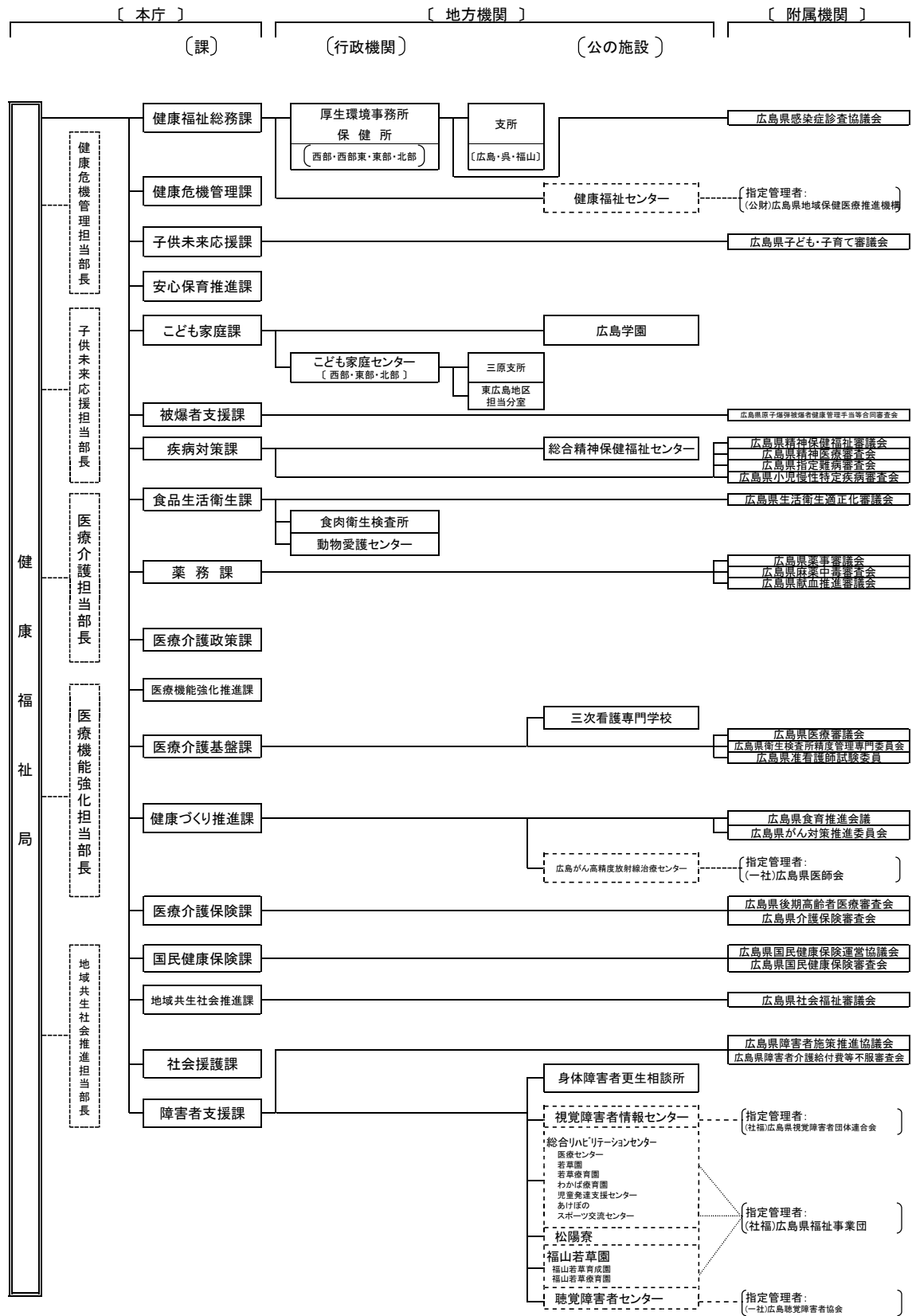


○ 健康福祉局の行政組織

〔行政機構図(令和7年4月1日)〕

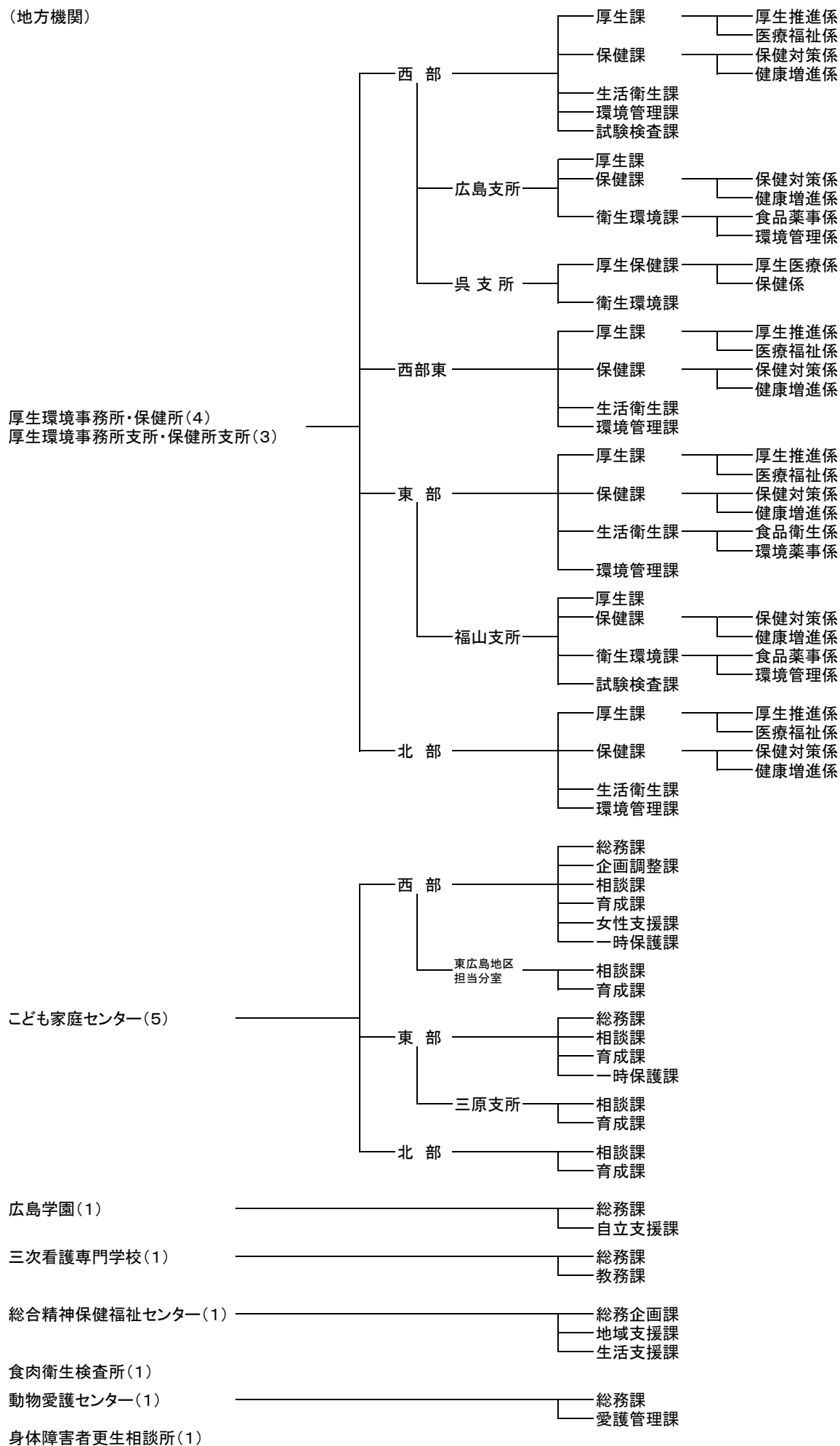


18課

13機関

11施設

(地方機関)



(2) 令和7年度健康福祉局組織別職員数

(令和7年4月1日現在)

課 (所) 名			職 員 数 (人)	
本 庁		健 康 福 祉 総 務 課	26	
		健 康 危 機 管 理 課	25	
		子 供 未 来 応 援 課	14	
		安 心 保 育 推 進 課	8	
		こ ど も 家 庭 課	11	
		被 爆 者 支 援 課	17	
		疾 病 対 策 課	11	
		食 品 生 活 衛 生 課	20	
		薬 務 課	15	
		医 療 介 護 政 策 課	14	
		医 療 機 能 強 化 推 進 課	10	
	庁		医 療 介 護 基 盤 課	31
			健 康 づ く り 推 進 課	21
			医 療 介 護 保 険 課	9
			国 民 健 康 保 険 課	9
			地 域 共 生 社 会 推 進 課	16
			社 会 援 護 課	12
			障 害 者 支 援 課	30
本 庁 小 計			299	
地 方 機 関	厚生環境事務所・保健所	西 部 厚 生 環 境 事 務 所 ・ 西 部 保 健 所	52	
		広 島 支 所	40	
		呉 支 所	19	
		西 部 東 厚 生 事 務 所 ・ 西 部 東 保 健 所	44	
		東 部 厚 生 環 境 事 務 所 ・ 東 部 保 健 所	55	
		福 山 支 所	37	
		北 部 厚 生 環 境 事 務 所 ・ 北 部 保 健 所	35	
		小 計	282	
	関	西 部 こ ど も 家 庭 セ ン タ ー	54	
		東 広 島 地 区 担 当 分 室	15	
		東 部 こ ど も 家 庭 セ ン タ ー	49	
		三 原 支 所	17	
		北 部 こ ど も 家 庭 セ ン タ ー	11	
		広 島 学 園	23	
三 次 看 護 専 門 学 校		29		
総 合 精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー		18		
食 肉 衛 生 検 査 所		6		
動 物 愛 護 セ ン タ ー		10		
身 体 障 害 者 更 生 相 談 所	6			
小 計			238	
地 方 機 関 小 計			520	
合 計			819	

(注) 休職中及び育児休業中の者を除く。

(3) 附属機関

機 関 名	審 議 事 項	根 拠 法 規	委 員 構 成	委 員 数	任 期
広島県子ども・子育て審議会	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定又は変更について意見を述べ、並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園に関し、その権限に属させられた事項について調査審議する。児童福祉に関する事項について調査審議する。	子ども・子育て支援法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 児童福祉法	子どもの保護者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 優れた識見を有する者	25 人以内	2 年
広島県医療審議会	医療法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。	医療法 医療法施行令	県職員 関係官公庁職員 医師等医療担当者 医療を受ける立場にある者 学識経験者	30 人以内	2 年
広島県衛生検査所精度管理専門委員会	臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の登録を受けた衛生検査所における検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項について調査審議する。	広島県附属機関設置条例	衛生検査所の精度管理に関し識見を有する者	5 人以内	2 年
広島県がん対策推進委員会	がん対策推進計画の策定又は変更に関する事項並びにがん対策の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議する。	広島県がん対策推進条例	がん患者等、患者団体その他の関係団体を代表する者 保健医療福祉関係者 学識経験のある者 関係行政機関の職員	15 人以内	2 年
広島県原子爆弾被爆者健康管理手当等合同審査会	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当及び健康管理手当の支給の認定について審査する。	広島県附属機関設置条例	医師 学識経験を有する者	10 人以内	2 年
広島県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項について調査審議する。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 広島県精神保健福祉審議会条例	精神保健福祉に関し学識経験を有する者 精神障害者の医療に関する事業に従事する者 精神障害者の社会復帰の促進を図るための事業等に従事する者	10 人以内	3 年

機 関 名	審 議 事 項	根 拠 法 規	委 員 構 成	委 員 数	任 期
広島県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、措置入院又はその入院期間の更新の届出、措置入院者の定期の報告に係る入院の可否について審査する。入院中の者の退院等の請求について審査する。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者の医療に関し学識経験を有する者 精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者 法律に関し学識経験を有する者	25 人以内	2 年
広島県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づき、特定医療費の支給認定をしないことに関し審査する。	難病の患者に対する医療等に関する法律	指定難病に関し学識経験を有する者（指定医である者に限る）	20 人以内	2 年
広島県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法の規定に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給認定をしないことに関し審査する。	児童福祉法	小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者	4 人以内	2 年
広島県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する重要事項を調査審議する。	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令 広島県生活衛生適正化審議会条例	学識経験のある者 生活衛生関係営業者の意見を代表する者 利用者又は消費者の意見を代表する者	20 人以内	2 年
広島県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び広島県薬事審議会条例の規定に基づき、薬事に関する事項について調査審議する。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 広島県薬事審議会条例	県及び関係行政機関の職員 学識経験者 薬事に関する業務に従事する者 消費者の意見を代表する者	20 人以内 （薬事に関する業務に従事する者並びに消費者の代表者から任命する委員は、同数。）	県及び関係行政機関の職員 なし その他 2 年
広島県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づき、麻薬中毒者医療施設に入院した者の入院継続の適否について審査する。	麻薬及び向精神薬取締法 麻薬及び向精神薬取締法施行令 広島県麻薬中毒審査会条例	法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者	5 人	知事が措置入院者につき入院を継続する必要があるときから、措置入院者が退院したときまで
広島県献血推進審議会	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第十条第四項の規定による広島県献血推進計画の策定及び献血推進に関する重要事項について調査審議する。	広島県附属機関設置条例	関係団体の職員 関係行政機関の職員 献血推進に関し識見を有する者	30 人以内	2 年
広島県准看護師試験委員	准看護師の試験の実施に関する事務のほか、准看護師免許の取り消し又は業務停止の処分について調査審議する。	保健師助産師看護師法 広島県准看護師試験委員条例	県職員 医師 看護師 学識経験者	10 人以内	県職員なし その他 2 年
広島県食育推進会議	広島県食育推進計画を策定及びその実施を推進することについて審議する。	食育基本法 広島県食育基本条例	食育に関して知識と経験を有する者	20 人以内	2 年

機 関 名	審 議 事 項	根 拠 法 規	委 員 構 成	委 員 数	任 期
広島県国民健康保険審査会	保険給付に関する処分又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査する。	国民健康保険法	被保険者を代表する者 保険者を代表する者 公益を代表する者	被保険者代表 3 人 保険者代表 3 人 公益代表 3 人	3 年
広島県後期高齢者医療審査会	後期高齢者医療給付に関する処分又は保険料その他高齢者の医療の確保に関する法律の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査する。	高齢者の医療の確保に関する法律 国民健康保険法 高齢者の医療の確保に関する法律施行令	被保険者を代表する者 後期高齢者医療広域連合を代表する者 公益を代表する者	被保険者代表 3 人 後期高齢者広域連合代表 3 人 公益代表 3 人	3 年
広島県介護保険審査会	保険給付に関する処分又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に対する審査請求について審査する。	介護保険法 広島県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例	市町を代表する者 被保険者を代表する者 公益を代表する者	市町代表 3 人 被保険者代表 3 人 公益代表 39 人以内	3 年
広島県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議する。	国民健康保険法 国民健康保険法施行令 広島県国民健康保険運営協議会条例	被保険者を代表する者 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 公益を代表する者 被用者保険等保険者を代表する者	被保険者代表 4 人 保険医又は保険薬剤師代表 4 人 公益代表 4 人 被用者保険等保険者代表 2 人	3 年
広島県社会福祉審議会	社会福祉法の規定に基づき、社会福祉に関する事項（精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議する。	社会福祉法 広島県社会福祉審議会条例	住民代表（県議会の議員等） 社会福祉事業に従事する者 学識経験者	35 人以内	3 年
広島県障害者施策推進協議会	障害者基本法の規定に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。	障害者基本法 広島県障害者施策推進協議会条例	関係行政機関の職員 学識経験者 障害者 障害者福祉従事者	21 人以内	行政機関の職員 なし その他 2 年
広島県障害者介護給付費等不服審査会	障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、介護給付費等に係る処分に対する不服を審査する。	障害者総合支援法 児童福祉法 広島県障害者介護給付費等不服審査会条例	障害者等の保健又は福祉に関する学識経験者	15 人以内	3 年
広島県感染症診査協議会	感染症患者等に対する就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長及び結核患者が結核指定医療機関の医療を受けるために必要な費用の公費負担に関する必要な事項を審議する。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 広島県感染症診査協議会条例	感染症指定医療機関の医師 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 法律に関し学識経験を有する者 医療及び法律以外の学識経験を有する者	10 人以内	2 年